

## 使用料等見直しのポイント

### 1 料金の算定式

「**算定基準額×負担割合+事務費**」を基本に近隣市との料金比較や現行料金との乖離度などを考慮し料金を設定する。

「算定基準額」はサービス利用者に負担を求める費用を算定したものであり、予約受付等の経費（臨時職員やスタッフ等）や光熱水費、清掃委託等の日常の維持管理経費に限定する。

また、公共施設の管理監督や契約事務等の行政（市職員）が関わる総括的な管理運営費用を事務費（事務的手数料）として、1貸出区分につき300円を全ての施設に加算する。

事務費：全日使用 900円(300円×3区分(午前、午後、夜間))

### 2 受益者の負担割合

公費と受益者の負担割合はともに「50%」を基本に、民間におけるサービス提供の有無と行政としての補完度合等を基本に、0%、50%、100%の3区分とする。

受益者100%施設：テニスコート、プール、駐車場など

受益者 50%施設：会議室、ホール、体育館、グラウンドなど

受益者 0%施設：都市公園、文化財施設など

### 3 減免制度の見直し

原則、廃止を基本に現在の幅広く適用されている減免範囲の限定に向け、基準の明確化及び団体の整理を図る。

広く市民の利用に供する施設である市民会館や福祉文化会館、市民総合センター、生涯学習センターは減免制度を廃止し、その他の施設においては、地域の連帯、障害者支援、男女共同参画、学校教育等の本市の施策を推進するにあたり協働の観点から相互に協力関係にある団体に対してのみ限定的に減免を適用する。

### 4 見直し後の料金収入状況

市民会館や男女共生センター、生涯学習センターの「会議室、ホール」の料金改訂後の収入のシミュレーションでは、料金単価は現行料金から10から20%程度下がるものが多いが、減免制度の見直しにより総収入額は確保される見込みである。

〈料金改訂後の収入額の状況〉

区 分	a現行収入額	b利用率そのまま	c利用率10%減	d利用率20%減
市民会館・福文・クリエイト	6,200万円	7,900万円	7,110万円	6,320万円
男女共生センター	560万円	400万円	360万円	320万円
生涯学習センター	990万円	1,200万円	1,080万円	960万円
合 計	7,750万円	9,500万円	8,550万円	7,600万円

料金の端数整理や激変緩和及び特別な貸室を個別に精査していない状況での粗い試算